

## 規制改革実施計画のフォローアップについて

令和 8 年 2 月 26 日  
規制改革推進会議

### 1 趣旨

規制改革実施計画（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）において、同計画及びこれまでの規制改革実施計画に定められた事項の実施状況についてフォローアップを行うこととされていることから、令和 7 年度末時点のフォローアップを以下の要領で行うこととする。

### 2 フォローアップ要領

#### (1) 報告対象

- ア 規制改革実施計画（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）  
同計画に定められた全ての事項
- イ 規制改革実施計画（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）以前に定められた事項のうち、令和 6 年度末時点の実施状況におけるフォローアップの結果が「解決」及び「フォロー終了」以外で、引き続きフォローアップが必要とされた事項
- ウ 規制改革推進に関する答申（令和 4 年 5 月 27 日）のうち以下の事項  
・ デジタル社会に対応したセキュリティトークン市場の環境整備

#### (2) 所管府省からの報告

2 (1) 報告対象の事項について、所管府省に令和 7 年度末時点の実施状況及び今後の予定について報告を求める。

※「措置状況」は、以下の区分により分類する。

措置状況	基 準
措置済	・ 規制改革実施計画に定められた内容を完了したもの
未措置	・ 規制改革実施計画に定められた内容の実現に向けた検討は終了したが、措置が完了していないもの
検討中	・ 規制改革実施計画に定められた内容の実現に向けて、具体的な検討を開始しているが、いまだ結論が得られていないもの
未検討	・ 「今後、〇〇〇審議会において検討する予定」など、一般的な予定はあるが、当該年度に具体的な検討が予定されていないもの等
—	・ 規制改革実施計画において、実施時期が具体的に記載されていない事項で、上記に区分できないもの

### (3) 報告内容の評価

2(1) 報告対象の事項について、2(2) 所管府省からの報告内容、これまでの規制改革推進会議等の検討を踏まえ、以下の区分により評価する。

評価区分	判断基準
解決	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 運用段階以前の事項であって、規制改革実施計画の趣旨に沿って制度整備が完了しているもの</li><li>・ 運用段階に入っている事項であって、規制改革実施計画の趣旨に沿って運用がなされているもの</li></ul>
継続フォロー	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 運用段階以前の事項であって、一部制度（政省令・通達等も含む。）が未整備である等のため、引き続きフォローアップが必要なもの</li></ul>
要改善	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 制度整備状況又は運用状況が、規制改革実施計画の趣旨に沿っていないと考えられるもの</li></ul>
フォロー終了	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 上記に分類できないもので、フォローアップの必要がないもの（社会情勢の変化によりフォローアップの必要がなくなったもの、規制改革実施計画として後年度に改めて閣議決定されたもの等）</li></ul>

### 3 進め方

フォローアップの結果、「要改善」としたものについては、規制改革実施計画の趣旨に沿って速やかな実現を促すとともに、必要に応じて今期の答申に反映する。

### 4 今後のスケジュール（予定）

令和8年	2月中	所管府省に依頼
	3月31日	所管府省からの回答期限
	4月中	所管府省からの回答の精査
	5月頃	結果の取りまとめ
		規制改革推進会議に報告・公表

## ○規制改革実施計画(令和7年6月13日閣議決定)(抄)

### I 共通的事項

#### 5. 計画のフォローアップ

内閣府を始めとする関係府省庁及び規制改革推進会議は、本計画に定められた事項の実施状況に関するフォローアップを行う。関係府省庁は、規制改革推進会議の求めに応じ、決定事項の実行に先立ち、その方針について、規制改革推進会議のレビューを受ける。また、規制改革に関する既往の閣議決定の実施状況についても、必要に応じ、フォローアップを行う。これらのフォローアップの状況については、令和7年度末時点で整理し、公表する。